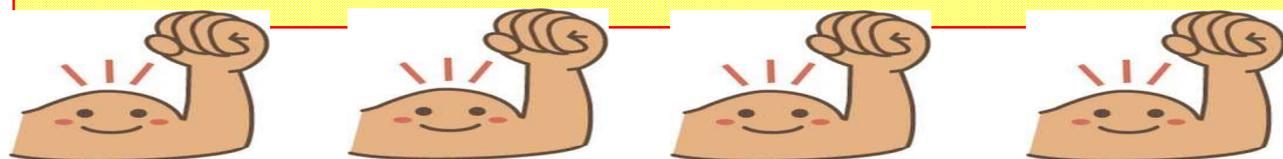


60歳を過ぎても まだまだ（闘いに）立つ!!



10月26日、大阪地裁に未払賃金請求を提訴した東海労大阪運輸所分会組合員12名は、ほとんどが60歳過ぎてから裁判に立った組合員です。

そもそも使用者たる被告（JR東海会社）は、原告ら社員に対して憲法第25条で定められた「すべての国民は、健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する」を踏まえて、労働基準法第1章第1条に謳われている「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」との定めを保障する必要があります。そして、具体的労働条件を明示する定め就業規則第55条で、社員の勤務は毎月25日までに翌月分を指定するとなっています。

これまで年休裁判等の闘いによって、概ね空白勤務は減りました。しかし、依然と空白勤務指定は完全に無くなったわけではなく、会社は、労基法第26条の「予備の勤務に就くもの（いわゆる出勤予備又は自宅予備として一定期間待機の状態にあるもの）」を拡大解釈し、予備月全般に適用して「誤魔化し」を行っています。また、出勤予備（現在突然名変で確保予備）でも1予備2予備4予備、C予備、D予備も出勤時刻は決まっています明示しなければなりません。

従って、会社は憲法、労基法を遵守し、前月25日までに空白勤務指定でなく、具体的な勤務（行路）を発表しなければなりません。

そのことを会社に履行させるため、職場の労働条件を変革すべく、老体に鞭を打って、60歳過ぎてから立ち上がったのです。

※今後、理不尽なことに対しては、60歳過ぎてからでも、まだまだ裁判に立ち上がります!